令和８年 11 月１日改訂

学校いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針（小山町立成美小学校）

１　基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

２　いじめの定義

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第２条第１項において、以下のように定義されています。

> 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの表れ

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。
- その他

（3）重大事態の定義

以下の場合、重大事態ととらえ、必要な措置を行います。

・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

また、その他の場合でも、状況に応じて町教委と連携し、重大事態としての調査を行う場合があります。

3　いじめの防止等の対策のための校内組織

＜いじめ防止対策委員会＞

校内構成員〔校内の全教職員〕

認知　校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年部

対応　校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年部、養護教諭、特別支援コーディネーター）

外部構成員〔連携を図る外部専門家〕

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、総括指導員、警察関係者、学校医、主任児童委員、学校評議員、ＰＴＡ、町教委等

いじめ防止対策委員会では、以下のような内容について検討を行う。

（未然防止～健やかでたくましい心を育む）
- 人権感覚、自尊感情、規範意識を育てるための方策
- いじめ防止基本方針の策定や見直し

（早期発見・早期対応）
- アンケートの作成、結果の考察
- 情報交換、共有　・事情聴取　・事実確認　・指導、支援　・保護者対応

（関係機関との連携）
- 情報交換
- 事案発生時の対応

4　いじめの未然防止等のための対策

（1）人権教育の推進

①学級活動

・いじめを許さない、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体

で共有し、指導にあたる。
・他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し自己有用感・自己肯定感を育む。
・静岡県版 SEL を年間計画の中に位置づけ、計画的に実施していく。

②道徳教育
・道徳教育推進教師を中心に、特別の教科道徳の年間計画を見直し、充実を図る。
・道徳をとおして規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を推進する。
・道徳の授業の中で、友達を思いやる心や自己肯定感を育成する。

③全教育活動
・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
・「みんなちがって、みんないい」の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。また、その考え方こそ､大きないじめにつながることを理解する。文科省の定義を教育現場では重視するが、双方の言い分もしっかりと把握した上で事実確認に努める。
・縦割り班活動や学年部での授業・活動等を活用し、学級担任だけでなく、全職員が児童と関わる機会を意図的に設定する。日常的な声掛けや関わりの中で、児童の様子を見取り、気になる変化については、職員間で共有することで、全職員で全児童を見守る体制を構築する。

（２）子どもの自主的活動の場の設定
＜児童会の活動＞
・縦割り班活動の充実により、子ども相互の結びつきを深める。
・あいさつ運動を通して、子ども同士の関わりを深める。
・「見て見ぬ振りをしない」子ども同士がアンテナを高くし、悩んでいる子の相談にのる。また、いじめを知ったらすぐに担任や他の教職員に伝える。

（３）保護者や地域への啓発
①家庭との連携
・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報
・いじめ等に係る学校の考え方の周知（ＰＴＡ総会や学級懇談会、学校だより等）
・学校ホームページで、本校いじめ防止基本方針の周知
②地域との連携
・学校だよりによる教育活動の広報と周知
・保護者による登校時の交通指導を通した児童の様子の情報交換
・交通指導員等、外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告を励行する。

（４）いじめに関する教職員の研修

・職員会議の中で、いじめに関わる研修を行う。(毎月)

・いじめ発見後の教師の対応についての研修、複数の教職員で対応することの共通理解

（５）いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施

・６月、１１月、２月の生活ジャンプアップアンケート調査の実施
実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、対策を検討

②学級担任による教育相談の実施

・年３回実施。

・心配される児童への定期的な相談の実施

・教育相談員による相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底

③スクールカウンセラーによる教育相談の実施

５　いじめを発見した時の対応

（１）いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、特定の教職員がいじめにかかわる情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会への報告を怠ることのないように、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を定めておく。

情報共有の手順

学年部→いじめ防止対策委員会による認知→職員全体

情報共有すべき内容

いつ・どこで・だれが・何を・どうした・事前事後の指導・経過

（２）いじめ対策委員会の開催

・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員が、いじめ対策委員会に報告する。

・いじめの情報を受けた時は、直ちに委員会を開き対応を検討する。

・速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。（複数による事情徴収、複数による指導の徹底）

・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り、必要な組織体制をとり、指導にあたる。

（３）いじめられた児童・保護者への配慮と対応

・いじめられた児童、知らせた児童への安全を確保する。

・すぐに電話連絡をし、状況を伝える（いじめられた児童・いじめた児童）

・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。

＜被害児童への聞き取り＞

〇教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。

〇いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

（４）いじめた児童・保護者への指導と対応

・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。

・該当保護者を学校に呼び、状況を十分に理解できるように説明をする。

＜加害児童への聞き取り＞

〇いじめを行っている時の気持ちなどについて話ができるようにする。

〇いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。

〇「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしないが、子どもの言い分はしっかりと聞いて対応に生かす。

（５）他の児童への対応

今後、いじめが繰り返されたり、潜伏したりしないよう、いじめを見た児童や周辺の児童への指導を行う。

６　重大事態への対処

（１）調査

・重大事態が発生した場合には小山町教育委員会に報告し、指示に従い調査を行う。

・調査組織が町教委の場合は全面協力し、学校の場合は町教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

・調査結果は町教委が町長へ報告すると共に、町教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報をいじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

（２）各対応の担当

・校内の統制と指揮　（校長）

・学外への緊急支援要請　（校長・教頭）

・報道機関への対応　（教頭）

・全校児童生徒への対応　（生徒指導主任）

・関係機関との連携　（教頭）

・授業変更等の措置　（教務主任）

・経過の整理　（教務主任・学級担任）

・現場での実践的対応　（教頭）

・保護者、地域との連携　（教頭）

・保護者への連絡、対応　（教頭・生徒指導主任・学級担任）
・個々の児童生徒への対応　（学級担任・生徒指導主任）
・ＳＣや統括指導員、ＳＳＷ、医療機関との連携　（教頭・養護教諭）
・保護者や学校、各機関との連携補佐（スクールソーシャルワーカー）
・児童生徒の心のケア　（学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー）
・応急処置や心のケア　（養護教諭）

７　相談窓口

【設置者・行政の相談窓口】
〇小山町教育委員会 学校教育課　TEL：0550-76-6122
【外部専門機関等】
〇「静岡県うちあけダイヤル」（静岡県障害福祉課 Web ページ）
URL　https://www.pref.shizuoka.jp/area/2022/
〇24 時間子供 SOS ダイヤル　TEL：0120-0-78310
〇若者こころの悩み相談窓口　TEL：0800-200-2326
〇ＬＩＮＥ相談

いじめ防止等に関する年間計画

月	教職員	児童	保護者・地域・関係機関
4	いじめ防止対策校内委員会（定例会議）	学級開き・学級のルール作り いじめ防止基本方針の説明 授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り 静岡県版SEL	いじめ防止基本方針の説明（PTA総会） 保護者との情報交換　（家庭訪問）
5	いじめ防止対策校内委員会（定例会議）	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り 静岡県版SEL	保護者との情報交換（学習参観・学級懇談） いじめ防止基本方針の説明及び情報交換（学校運営協議会）
6	いじめ防止対策校内委員会（定例会議）	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り 静岡県版SEL 生活ジャンプアップアンケート① 教育相談 ①	関係機関への説明 民生委員との懇談

7	いじめ防止対策校内委員会 （定例会議）	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り	保護者との情報交換（個別面談） ＰＴＡ理事会での情報交換 学校評価の実施
8	いじめ防止対策校内委員会 （定例会議）長期休業の様子	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り	学校評価の分析
9	いじめ防止対策校内委員会 （定例会議）	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り	保護者との情報交換　（オープンスクール） ＰＴＡ理事会での情報交換 学校運営協議会での情報交換
10	いじめ防止対策校内委員会 （定例会議）	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り	
11	いじめ防止対策校内委員会 （定例会議）	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り 生活ジャンプアップアンケート② 教育相談②	
12	いじめ防止対策校内委員会 （定例会議）	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り 人権週間	保護者との情報交換（個別面談） 学校運営協議会での情報交換 学校評価の実施
1	いじめ防止対策校内委員会 （定例会議）長期休業の様子	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り	学校評価の分析
2	いじめ防止対策校内委員会 （定例会議）年間の総括 幼保小連絡会情報交換	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り 生活ジャンプアップアンケート③ 教育相談③	保護者との情報交換 （学習参観・学級懇談） 学校運営協議会での情報交換
3	いじめ防止対策校内委員会 （定例会議） 次年度計画立案 小中連絡会情報交換	授業・行事・異年齢交流を通した人間関係作り	ＰＴＡ理事会での情報交換 学校運営協議会での情報交換

いじめ対応フロー図

発見

いじめの疑い・通報・発見

◆いじめの現場を発見
◆日常の観察（「サイン」や「変化」）
◆本人や保護者からの訴え
◆児童・保護者などからの情報　等

※２４時間以内に対応

情報収集（聞き取り）・安全の確保

※必ず複数の職員で対応

■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容
・いつ　・どこで　・だれが
・何を　・どうした　等

【聞き取りの際の注意事項】
〈被害児童〉
①被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
②性急にならずに気持ちに寄り添って聞く。
〈加害児童〉
①威圧的にならず、受容的に聞く。
②その上で、「いじめは絶対に許されない行為」として指導する。

報告・共有・組織対応

※抱え込まず、即報告

○生徒指導主任
○校長・教頭・教務主任　等

校内いじめ防止対策委員会

※いじめの疑いの段階で開催（組織で判断）

◆事実確認
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により対応者を決定
（担任・生徒指導主任・養護教諭　等）

■初期の組織対応
・情報交換、共有
・事情聴取
・事実確認

・指導、支援
・保護者対応

■メンバー
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任・養護教諭（・特別支援コーディネーター）

【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー　等

総括指導員
警察関係者
学校医
主任児童委員
学校評議員
PTA
町教委　等

いじめが解消された状態とは？
(1)いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめの未然防止に向けた取組